

掲示期間 3.9-3.18

新潟市万代島多目的広場条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月9日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第3号

新潟市万代島多目的広場条例の一部の施行期日を定める規則

新潟市万代島多目的広場条例（平成30年新潟市条例第1号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は平成30年3月10日とし，同項第3号に掲げる規定の施行期日は同年6月1日とする。